



テキストチェックゼミ 第4回

～第2章第6節から第8節、第3章～

TAC監査論講師
岡田 健司



ガイダンス～テキストチェックゼミの目的～

■最終的な目的

「体系的に監査論を理解するためのヒントと勉強方法を提供」

■このテキストチェックゼミの主眼(受講する意義)

1. テキストの意味内容(深い意味)を整理する
2. テキスト間・論点間のつながりを明示する
3. 他の受講生のレベルを知る

※注意点※

最大限効果を高めるために、**予習を前提**とし(但しガチの暗記不要)、かつ、2時間という限られた時間での進行であるので**全ての論点を網羅したものではない**点に注意してください。



ガイダンス～監査論は何を学習する科目か～

■何を学習しているのか

1. 社会的信頼に足る監査を実施するための「しなければならない」ルール
2. 上記の趣旨、目的、ルール化に至った理論的背景

■このテキストチェックゼミとの関連

1. 殆ど取りあげません(一部例外あり)
2. こちらをメインにとりあげます

※補足※

1. のルールの多くは法令基準集に掲載されています。
したがって、論文監査論学習上、1. については法令基準集の検索能力を高める、2. については日頃から考える癖をつける、重要なものは覚えるという学習方針となります。



ガイダンス～今後の進行（予定）～【第2回目の実施を受けて更新】

	日程	主な内容（学習テーマ）	該当図表	テキストの範囲	該当頁
1	1月8日	ガイダンス、第1章（財務諸表監査総論）及び第2章（監査の実施）から主に監査の必要性、財務諸表監査の目的・前提・機能、監査主体の条件、監査実施の全体像、監査意見形成の論理	図表1	第1章～第2章第2節	1頁～51頁
2	1月22日	監査論1位の合格者に聞こう！&第2章（監査の実施）から主に監査手続、監査証拠（確認まで）	図表2	第2章第2節	52頁～63頁
3	2月12日	第2章（監査の実施）から主に、監査証拠（立会から）内部統制、試査、リスク・アプローチ、リスク評価と対応、特検リスク、会計上の見積り、監査上の重要性	図表3・4	第2章第3節～第5節	64頁～128頁
4	2月26日	第2章（監査の実施）から監査計画、グループ監査、経営者確書、第3章（監査報告）	図表5・6	第2章第6節～第8節、第3章	129頁～212頁
5	3月12日	第4章（個別論点）から主に不正等への対応、継続企業、監査役等とのコミュニケーション、KAM、後発事象、契約の新規の締結及び更新、監査人の交代、その他の記載内容	図表7	第4章	213頁～284頁
6	3月26日	第5章（保証業務）から主に四半期レビュー、内部統制監査、特別目的の財務諸表に対する監査	－	第5章	285頁～352頁
7	4月16日	第6章（監査制度）から主に法令違反等事実、監査人の独立性、概念的枠組みアプローチ、守秘義務の解除、監査基準の改訂の歴史その他横断的に論点を整理	－	第6章含む全範囲	全範囲

※ 予習を前提とします。

※ 当日は2023年度上級テキストと（可能であれば）法令基準集をご用意ください（ゼミ中に両方みていただいて構いません。）。



第4回(主な学習テーマ)

■第2章(監査の実施(実施論))、第3章

監査計画と監査調書(129～139頁)、グループ監査を含む他の監査人等の利用(141～155頁)、経営者確認書(157～162頁)、監査の最終段階(163頁)、監査報告書(168～187頁、212頁)、除外事項(190～203頁)、追記情報(206～211頁)



第2章（監査の実施（実施論）） 第6節

Q2－52

「テキスト130頁（1）には監査計画は『当年度の監査の終了まで継続する連続的かつ反復的なプロセス』とあります。監査計画は通常監査の初期段階で策定するものですが、なぜ監査の終了段階まで継続するのでしょうか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第6節

Q2-52

「テキスト130頁(1)には監査計画は『当年度の監査の終了まで継続する連続的かつ反復的なプロセス』とあります。監査計画は通常監査の初期段階で策定するものですが、なぜ監査の終了段階まで継続するのでしょうか」

A2-52 該当テキスト頁:130頁

- 企業や企業環境等は常に変化するもので、それによって監査人が識別すべきリスクが変化する可能性があるためです。そこで、監査人は**監査の終了までリスク評価手続を実施**する必要があります。図表5も参照。

監査計画の修正(132頁)の論点も併せて押さえてください。**リスクの再評価→監査計画の修正**です。



第2章（監査の実施（実施論）） 第6節

Q2－53

「監査の基本的な方針の例を列挙してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第6節

Q2-53

「監査の基本的な方針の例を列挙してください」

A2-53 該当テキスト頁:131頁

- 代表的なものには、**監査上の重要性**、どの構成単位を重要な構成単位とするか、などです。



第2章（監査の実施（実施論）） 第6節

Q2－54

「IT全般統制と自動化された情報処理統制の関係を説明してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第6節

Q2-54

「IT全般統制と自動化された情報処理統制の関係を説明してください」

A2-54 該当テキスト頁:135頁

- IT全般統制が自動化された情報処理統制を支えるという関係にあります。
- IT全般統制とは、アクセス制限やシステムバックアップなどをいいます。



第2章（監査の実施（実施論）） 第6節

Q2－55

「監査意見を表明するための基礎を得たこと、GAASに準拠して監査を実施したことを主張（立証、証明）するために監査人が作成する書類を何といいますか」



第2章（監査の実施（実施論）） 第6節

Q2－55

「監査意見を表明するための基礎を得たこと、GAASに準拠して監査を実施したことを主張（立証、証明）するために監査人が作成する書類を何といいますか」

A2－55 該当テキスト頁：136頁

- **監査調書**です。監査調書の作成した効果（作成理由）がテキスト137頁（2）のとおりです。



第2章（監査の実施（実施論）） 第7節

Q2－56

「原則として他の監査人等を利用した旨を監査報告書に記載しないのはなぜでしょうか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第7節

Q2-56

「原則として他の監査人等を利用した旨を監査報告書に記載しないのはなぜでしょうか」

A2-56 該当テキスト頁:142頁

- ①記載しても**無意味**で、②記載することが却って**有害**になるためです。
- ただし、除外事項付意見を表明する際に意見の根拠として記載することは認められます(198頁②など)。



第2章（監査の実施（実施論）） 第7節

Q2－57

「グループ監査において、グループ全社統制、グループ、その構成単位及びこれらの環境、連結プロセスのそれぞれのイメージを教えてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第7節

Q2-57

「グループ監査において、グループ全社統制、グループ、その構成単位及びこれらの環境、連結プロセスのそれぞれのイメージを教えてください」

A2-57 該当テキスト頁:144頁、図表6

- **グループ全社統制**とは「連結財務諸表を作成するための内部統制(子会社管理などを含む。）」、**グループ**とは「連結財務諸表を構成する企業等の全体」、**その構成単位及びこれらの環境**とは「グループを構成する個々の企業等とそれらの企業の経営環境」、**連結プロセス**とは「連結財務諸表の作成過程」を意味しています。



第2章（監査の実施（実施論）） 第7節

Q2－58

「テキスト144頁の(2)①③④についてそれぞれ設定する意義について述べてください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第7節

Q2-58

「テキスト144頁の(2)①③④についてそれぞれ設定する意義について述べてください」

A2-58 該当テキスト頁:144頁

- ①については、グループ監査人が連結財務諸表に対して意見表明する際に連結財務諸表に重要な虚偽表示があるかどうかを判断する意義があります
- ③については、構成単位の財務情報の監査及びレビューを実施するために用いる意義があります
- ④については、構成単位の監査人が当該基準を超えた虚偽表示をグループ監査人に伝えるために用いるという意義があります。



第2章（監査の実施（実施論）） 第7節

Q2－59

「構成単位が重要な構成単位かどうかによって実施すべき作業はどういう風に異なりますか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第7節

Q2-59

「構成単位が重要な構成単位かどうかによって実施すべき作業はどういう風に異なりますか」

A2-59 該当テキスト頁:146頁

- 146頁のとおり、重要な構成単位かどうか、重要な構成単位も個別に財務的な重要性を有するかどうかによって、実施すべき作業が異なります。



第2章（監査の実施（実施論）） 第7節

Q2－60

「重要な構成単位に該当する構成単位の監査人から、当該重要な構成単位の財務諸表に重要な虚偽表示があるという報告がありました。

この場合に、グループ監査人は必ずグループ財務諸表に重要な虚偽表示があると判断することになるのでしょうか。」



第2章(監査の実施(実施論)) 第7節

Q2-60

問題省略

A2-60 該当テキスト頁:151頁

- 必ずグループ財務諸表に重要な虚偽表示があると判断する訳ではありません。
- なぜならば、
 - グループ財務諸表の重要性の基準値と構成単位の重要性の基準値は異なるからです。
 - 連結プロセスにおいて当該重要な虚偽表示が修正されることもあるからです。



第2章（監査の実施（実施論）） 第7節

Q2－61

「専門家とは、誰を意味しているか、具体的に列挙してください。
また、当該専門家を監査上使用するシーンを列挙してください」



第2章(監査の実施(実施論)) 第7節

Q2-61

「専門家とは、誰を意味しているか、具体的に列挙してください。
また、当該専門家を監査上使用するシーンを列挙してください」

A2-61 該当テキスト頁:152頁

- 例えば、**弁護士、不動産鑑定士**、のれんの評価の専門家などがあります。
- 弁護士は、被監査企業が訴訟の被告となった場合に将来負担することとなる損害賠償金を引当金計上するか偶発債務として注記するかどうかの判断(210頁)の際に、不動産鑑定士は減損の兆候の判定あるいは減損の認識の際に用いることがあります。
- なお、専門家は「**監査人が(契約して)利用する専門家**」、「**経営者が(契約して)利用する専門家**」の2つのタイプがありますが、前者の場合がテキスト152頁に記載されており、監基報は**620**を用います。後者はテキスト153頁の(参考)に記載されており、監基報は**500**を用います。



第2章（監査の実施（実施論）） 第8節

Q2－62

「経営者確認書自体は監査証拠でしょうか。もしそうだとした場合、その入手をもって十分かつ適切な監査証拠といえるでしょうか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第8節

Q2-62

「経営者確認書自体は監査証拠でしょうか。もしそうだとした場合、その入手をもって十分かつ適切な監査証拠といえるでしょうか」

A2-62 該当テキスト頁:159頁

- 監査証拠の一つではありますが、それだけをもって十分かつ適切な監査証拠とはいえません。
- よって、経営者確認書の入手をもって、必要なその他の監査手続を省略してはなりません。
- また、監査証拠である以上経営者確認書を入手できないと監査意見を表明することはできません。



第2章（監査の実施（実施論）） 第8節

Q2－63

「監査の最終段階においてなぜ分析的手続を必ず実施しなければならないのでしょうか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第8節

Q2－63

「監査の最終段階においてなぜ分析的手続を必ず実施しなければならないのでしょうか」

A2－63 該当テキスト頁:163頁

- リスク対応手続の実施は財務諸表項目に対して実施されるものですが、**意見の表明対象はあくまでも財務諸表全体**であることから、これまで入手した監査証拠や監査人の理解が**財務諸表全体として矛盾せず全体として整合していることを確かめる必要があるため**です。
- また、監査人が認識していない財務諸表の変動があれば、場合によっては新たにリスクを再評価し監査計画を修正したうえでリスク対応手続を実施しなければならない可能性もあるためです。



第2章（監査の実施（実施論）） 第8節

Q2－64

「テキスト163頁②のa)、b)は除外事項とどのように関係しますか」



第2章(監査の実施(実施論)) 第8節

Q2-64

「テキスト163頁②のa)、b)は除外事項とどのように関係しますか」

A2-64 該当テキスト頁:163頁

- ②a)は**監査範囲の制約**(196頁)と関係します。
- ②b)は**意見に関する除外**(200頁)と関係します。



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-1

「監査報告書の意義について・・・という手段という観点から述べてください」



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-1

「監査報告書の意義について・・・という手段という観点から述べてください」

A3-1 該当テキスト頁:168頁

- テキスト168頁の①②のとおりです。



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-2

「日本の監査制度では、短文式監査報告書と長文式監査報告書のいずれの形態を採用しているか、理由とともに説明してください」



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-2

「日本の監査制度では、短文式監査報告書と長文式監査報告書のいずれの形態を採用しているか、理由とともに説明してください」

A3-2 該当テキスト頁:169頁

- 日本の監査制度では、**短文式監査報告書の形態**を採用しています。
- なぜならば、短文式監査報告書によることが、**①利用者の理解の観点、②監査人の責任の明確化(限定)**という観点から優れていると考えられるからです。



第3章（監査報告（報告論）） 第1節

Q3－3

「企業会計の基準は、財務諸表を作成する経営者、財務諸表を監査人にとってどのような意義がありますか（適正表示の枠組みを前提とします。）」



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-3

「企業会計の基準は、財務諸表を作成する経営者、財務諸表を監査人にとってどのような意義がありますか(適正表示の枠組みを前提とします。)」

A3-3 該当テキスト頁:170頁

- 経営者にとっては、**適正な財務諸表を作成するうえで準拠すべき作成基準**です。
- 監査人にとっては、経営者が作成した財務諸表が**適正かどうかを判断するうえでの判断基準**です。



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-4

「財務諸表が適正かどうかは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないかどうかによって判断します。

では、虚偽表示があるかどうかを判断するうえでの判断要素を3つ列举してください」



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-4

「財務諸表が適正かどうかは、財務諸表には全体として重要な虚偽表示がないかどうかによって判断します。

では、虚偽表示があるかどうかを判断するうえでの判断要素を3つ列挙してください」

A3-4 該当テキスト頁:171頁

● テキスト171頁①②③のとおりです。



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-5

「では、次の状況では、171頁に照らして適正といえるでしょうか。

(イ)在庫の評価に際して後入先出法を採用している。

(ロ) m^2 数や仕様が異なるマンションを販売する建設業において、在庫の評価として平均法を採用している

(ハ)在庫の評価方法を会計方針として注記していない」



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-5

問題省略

A3-5 該当テキスト頁:171頁

- (イ)の場合、171頁①に照らして適正とはいえず、虚偽表示があると判断されることになります。現状の会計基準では後入先出法(LIFO)はGAAPとして認められていません。
- (ロ)の場合、171頁②に照らして適正とはいえず、虚偽表示があると判断されることになります。建設業では通常個別法を採用する必要があります。
- (ハ)の場合、171頁③に照らして適正とはいえず、虚偽表示があると判断されることになります。在庫の評価方法は会計方針として注記する必要があります。



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3－6

「現行の会計基準に詳細な基準や規定がない経済取引が発生した場合、監査人は意見を表明しないことが認められるのでしょうか」



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3－6

「現行の会計基準に詳細な基準や規定がない経済取引が発生した場合、監査人は意見を表明しないことが認められるでしょうか」

A3－6 該当テキスト頁:172頁

- 認められません。
- 監査人は、経営者が採用した会計方針が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかについて、経営者とのディスカッション、関連する資料等の閲覧により、関連する会計基準の趣旨を踏まえて適正かどうかを判断しなければなりません。



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-7

「自己の意見を表明する基礎が得られない場合に、意見を表明することは認められるでしょうか」



第3章(監査報告(報告論)) 第1節

Q3-7

「自己の意見を表明する基礎が得られない場合に、意見を表明することは認められるでしょうか」

A3-7 該当テキスト頁:173頁

- 認められません。
- 自己の意見を表明する基礎が得られない場合に意見を表明することは社会的信頼性を害することとなり、財諸諸表及び監査報告書利用者の意思決定を誤導する可能性があることから、意見を表明することは禁止されなければなりません。



第3章(監査報告(報告論)) 第2節

Q3－8

「テキスト180頁の図について、保証機能に相当する部分(保証の枠組みに相当する部分)と情報提供機能に相当する部分(保証の枠組みの外に相当する部分)とに分けてください」



第3章(監査報告(報告論)) 第2節

Q3－8

「テキスト180頁の図について、保証機能に相当する部分(保証の枠組みに相当する部分)と情報提供機能に相当する部分(保証の枠組みの外に相当する部分)とに分けてください」

A3－8 該当テキスト頁:180頁

- 白抜きの基本的な記載区分が保証機能に相当します。
- 網掛けの追加的な記載区分が情報提供機能に相当します。期待ギャップの解消の観点から過去から拡充されてきた範囲となります。



第3章（監査報告（報告論）） 第2節

Q3－9

「監査基準によれば、監査人の意見の箇所には何を記載しなければなりませんか、列挙してください（無限定適正意見を表明するものとします。）」



第3章(監査報告(報告論)) 第2節

Q3－9

「監査基準によれば、監査人の意見の箇所には何を記載しなければなりませんか、列挙してください(無限定適正意見を表明するものとします。)」

A3－9 該当テキスト頁:182頁

- ①監査した財務諸表の範囲、②財務諸表の表示を適正と認める旨の2つです。
- 監査基準において監査報告書に記載しなければならないとされている項目は、監査報告書が対外的に広く公表される性質のものであることから、法律(監査証明府令)に明記されています。

つまり、監査基準の監査報告書に関する規定は監査証明府令を引用することができます。



第3章(監査報告(報告論)) 第2節

Q3－10

「監査報告日はこの日までに発生した●●事象を検討したことを対外的に意味する意義もある、この●●に入る用語を教えてください」



第3章(監査報告(報告論)) 第2節

Q3－10

「監査報告日はこの日までに発生した●●事象を検討したことを対外的に意味する意義もある、この●●に入る用語を教えてください」

A3－10 該当テキスト頁:186頁、211頁、276頁

- 後発事象です。



第3章(監査報告(報告論)) 第3節

Q3－11

「除外事項の種類とその相違点を教えてください」



第3章(監査報告(報告論)) 第3節

Q3-11

「除外事項の種類とその相違点を教えてください」

A3-11 該当テキスト頁:190頁、191頁

- 監査範囲の制約と意見に関する除外です。
- 両者は、意見表明のための基礎を得るための十分かつ適切な監査証拠を入手することができたかどうか、そのうえで、財務諸表に重要な虚偽表示があるかどうか異なります。
- 監査範囲の制約が「××？」の状態、意見に関する除外は「○○×」の状態でした。



第3章（監査報告（報告論）） 第3節

Q3－12

「監査範囲の制約を付した限定付適正意見を表明する場合はどのような場合か述べてください」



第3章(監査報告(報告論)) 第3節

Q3-12

「監査範囲の制約を付した限定付適正意見を表明する場合とはどのような場合か述べてください」

A3-12 該当テキスト頁:196頁

- 監査基準に照らしていえば、**テキスト196頁**のとおり。
- その他の言い方として影響の広範性という用語を使って説明することもできます。



第3章(監査報告(報告論)) 第3節

Q3-13

「意見に関する除外を付した限定付適正意見を表明する場合はどのような場合か述べてください」



第3章(監査報告(報告論)) 第3節

Q3-13

「意見に関する除外を付した限定付適正意見を表明する場合はどのような場合か述べてください」

A3-13 該当テキスト頁:200頁

- 監査基準に照らしていえば、**テキスト200頁**のとおり。
- その他の言い方として影響の広範性という用語を使って説明することもできます。



第3章（監査報告（報告論）） 第4節

Q3－14

「強調情報を追記することの意義と、強調事項を強調するための前提について除外事項との関係で説明してください」



第3章(監査報告(報告論)) 第4節

Q3-14

「強調情報を追記することの意義と、強調事項を強調するための前提について除外事項との関係で説明してください」

A3-14 該当テキスト頁:206頁

- 利用者の財務諸表に対する理解を促進する意義と、情報提供を行うことで社会的信頼性を基礎とする監査制度に関する期待ギャップを解消する意義があります。
- 誤った事項を強調することは不適切ですので、強調事項を強調するためには強調の対象となる注記事項が適切、すなわち虚偽表示がないことが前提となります。



第3章（監査報告（報告論）） 第4節

Q3－15

「強調情報を追記する場合に、監査人の意見に影響を及ぼすものではないことを記載しなければならない理由について説明してください」



第3章(監査報告(報告論)) 第4節

Q3-15

「強調情報を追記する場合に、監査人の意見に影響を及ぼすものではないことを記載しなければならない理由について説明してください」

A3-15 該当テキスト頁:207頁

- 強調の対象となった注記事項について監査人の意見が限定されているわけではないこと、すなわち、意見に関する除外として虚偽表示がないことを伝達する必要があります。



第3章(監査報告(報告論)) 第4節

Q3-16

「次の2つの重要な注記があったとします。いずれも利害関係者の意思決定において特に重要なものです。

(a) 重要な会計方針の変更、(b) 訴訟に関する重要な偶発債務

(a)について虚偽表示がなく、(b)について重要な虚偽表示があるとして

この場合、(a)(b)についてそれぞれどのように取り扱いますか」



第3章(監査報告(報告論)) 第4節

Q3-16

問題省略

A3-16 該当テキスト頁:200頁、206頁、209頁、210頁

- (a)については、**強調事項として追記**します。
- (b)については、**意見に関する除外として取扱い、その影響に応じて限定付適正意見あるいは不適正意見を表明**します。



絶対に合格して
会計士になろう！



絶対合格宣言！